

大阪市規則第22号

大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市平野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第161号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (内部組織) 第1条 平野区役所に次の課を置く。 [略] <u>地 域 課</u> [略] (事務分掌) 第3条 平野区役所の事務分掌は次のとおりとする。 [略] <u>地 域 課</u> [(1)~(10) 略] [略] 別表（第4条関係） [略] <u>防災安全担当課長</u> [略] | (内部組織) 第1条 [同左] [同左] <u>安全安心まちづくり課</u> [同左] (事務分掌) 第3条 [同左] [同左] <u>安全安心まちづくり課</u> [(1)~(10) 同左] [同左] 別表（第4条関係） [同左] <u>まちづくり推進担当課長</u> [同左] |
| 備考 表中の[]の記載は注記である。 | |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。